

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成一九年六月一五日法律第八六号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年六月五日・衆議院本会議)

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届け出政党等が標旗を掲げて街頭演説をすることができることとするとともに、参議院比例代表選出議員の選挙において公職の候補者たる参議院名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を増加しようとするものであります。

これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増加することとなります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る六月一日政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告 (平成一九年六月一日)

○谷川秀善君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙において、街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするものであり、これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増えることとなるものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。